

番号	陳情 第 56 号	受理年月日	令 7. 7. 3			
件名	吉野地区土地区画整理事業で出た建設残土の無許可盛土の撤去及び風致地区内行為許可書の取消し等について					
結果	令和 7. 12. 19 第 4 回定例会で不採択					
付託委員会	建設消防委員会					
(委員会における審査経過)						
<p>本件は、事業者 A が市道の擁壁を破壊したことにより、道路から農地に土砂や雨水等が流入したこと等に端を発したものであり、1 項=吉野地区土地区画整理事業で出た建設残土の無許可盛土を撤去すること。2 項=事業者 B に交付した風致地区内行為許可書は不正交付であることから取り消すこと。3 項=事業者 A に破壊した市道の擁壁を修理させること。4 項=無許可盛土に対しては罰金を必ず徴収すること。5 項=弁護士等の費用を全額弁償すること。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1 項=事業者 B が受注した吉野地区土地区画整理事業の公共工事は 1 件であり、当該工事に伴い発生した建設残土は他事業者の土砂処分場へ搬出したことを確認している。また、宅地造成等規制法及び市風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下、「風致条例」）の許可が必要な規模の造成であることを示す根拠等が確認できることから、造成に関する指導はできないと考えている。</p> <p>2 項=風致地区内行為許可については、事業者 B より屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積を目的として申請がなされ、風致条例の規定に基づき許可を行っており、適正なものと考えている。</p> <p>3 項=当該市道の擁壁部は、上面が削られた形跡はあるが、原因者や時期は不明であることから、事業者 A に対して、道路法第 71 条に基づく監督処分により、原状回復を命ずることはできないと考えている。</p> <p>4 項=宅地造成等規制法及び風致条例の許可が必要な規模の造成であることを示す根拠等が確認できることから、罰金に処することはできないと考えている。</p> <p>5 項=陳情者の主張する費用については、本市が支払う理由は認められないと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。</p>						